

平成25年黒石市教育委員会第8回定例会会議録

日時及び場所 平成25年8月26日(月)午後1時30分 黒石市産業会館 大会議室

会議出席委員 委員長 村上良子
1番 中村康
2番 千葉小夜子
3番 津軽承公
4番 阿保淳士(教育長)

会議欠席委員 なし

説明のために出席した者の職氏名

教育部長 奈良岡 和 保
指導課課長 宮崎 晃 一
学校教育課長 山谷 博文
社会教育課長 駒井 昭 雄
文化課長 成田 秀 範
学校教育課長補佐 西塚 啓
学校教育課総務係長 中田 智子(書記)

会議に付した案件

- 第1 会議録の承認
- 第2 会期の決定
- 第3 会議録署名委員の指名
- 第4 教育長等の報告
- 第5 議案第44号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について
- 第6 議案第45号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等の内申について
- 第7 議案第46号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第8 議案第47号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第9 議案第48号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第10 議案第49号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第11 議案第50号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について
- 第12 議案第51号 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の職員に係る懲戒処分等について

会 議 の 顛 末

開会宣告（午後 1 時 3 0 分）

第 1 会議録の承認

平成 2 5 年黒石市教育委員会第 7 回定例会の会議録については、全員異議なく、原文を承認する。

第 2 会期の決定

会期については、平成 2 5 年 8 月 2 6 日の 1 日とすることで、委員全員異議なく、決定する。

第 3 会議録署名委員の指名

村上委員長が「中村康委員」と「千葉小夜子委員」を指名する。

第 4 教育長等の報告

1 教育長が専決した課長補佐級以下の職員相当と考えられる非常勤職員について

平成 2 5 年 8 月からの外国語指導助手の委嘱について専決したので報告する。

- (1) 平成 2 5 年 8 月 1 日から平成 2 6 年 7 月 3 1 日まで（更新・ 3 年目） 1 人
黒石市立中学校 4 校を中心に外国語科（英語）の授業の補助を行う。
- (2) 平成 2 5 年 8 月 6 日から平成 2 6 年 8 月 5 日まで（更新・ 2 年目） 1 人
黒石市立小学校 1 0 校において外国語（英語）活動の補助を行う。

2 その他の委員からの報告

- (1) 平成 2 5 年 8 月 1 7 日の青森県民体育大会開会式への出席報告

3 前回保留としていた質問への回答

ポプラの木の所有について

東公園の南側にある駐車場から、浅瀬石川を背にして北に向かって左側が日本一のポプラである。右側が第 2 位。この第 2 位のポプラに関しては、本市の敷地であるということは間違がないようであるが、第 1 のポプラが生えている場所については、実測はしていないが、浅瀬石川土地改良区の土地も少しかかっているのではないかということ。ちなみに、ポプラの周辺の草刈等維持管理に関しては市の建設課で行っている。

第5 議案第44号 黒石市歴史的景観保存審議会委員の委嘱について

教育部長が、弘前地区消防事務組合消防次長兼黒石方面本部長について資料に基づき説明し、審議に入る。

千葉委員 職名が変わっただけで適応区分として適しているのですか。この関係行政機関の職員であること事態は変わらないということですね。

教育部長 そうです。

千葉委員 職名のみ変わったということですか。

文化課長 今回は、職名変更というばかりでなく、黒石地区消防事務組合から弘前地区消防事務組合と団体が違うところになっております。統合されたことによって、黒石地区消防事務組合が解散する形になっておりますので、このような手続きを行ったものであります。

千葉委員 わかりました。いわゆる関係行政機関が違ったということになるのですね。

津軽委員 新任の方の任期が平成25年8月28日。今日は26日ですので、明後日になっていきますが、何か意味があるのでしょうか。

教育部長 明後日、黒石市歴史的景観保存審議会の会議があります。その場において新たに辞令を教育長からお渡しするので、その日から効力が発令するという形になります。

津軽委員 会議は年に何回ありますか。

教育部長 年に2回から3回程度です。

以上、全員異議なく、原案を可決する。

日程第6から日程第12は、人事案件の為、秘密会にしたい旨委員長から発議があり、委員全員異議なく、これを可決する。

休憩宣告（午後1時55分）

黒石市教育委員会会議規則（平成25年黒石市教育委員会規則第1号。以下「規則」という。）第20条及び第21条の規定に基づき作成した平成25年黒石市教育委員会第8回定例会の会議録（秘密会を除く。）について、規則第22条の規定による承認を受けたので、規則第23条の規定に基づき、ここに署名する。

平成25年9月25日

黒石市教育委員 中 村 康

黒石市教育委員 千 葉 小夜子